# 秩父市中期財政計画

(第4次 財政健全化計画)

令和4年3月 **秩 父 市** 

## 目 次

	はじめ	)に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ι	中期	財政計画	
		: 計画の基本的事項····································	2
	1	計画の内容······	
	第2章	- - - 市財政の現状·····	3
	1	市財政の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	財政構造の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	第3章	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	8
	1	歳入の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	歳出の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	3	取り組むべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	4	目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5	中期財政計画 (財政プラン)	18
П	第4	次 財政健全化計画(令和3年度策定)	
	第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	1	基本的理念	19
	2	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	第2章		20
	1	人件費·····	20
	2	扶助費· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
	3	公債費	21
	4	物件費·維持補修費······	22
	5	補助費等・繰出金・出資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	6	歳入確保(その他取り組むべき方策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	むすひ	·	25

## はじめに

本市においては、合併後 16 年が経過し、合併特例法に基づく普通交付税の優遇措置も平成 28 年度から段階的に削減され、令和 3 年度には合併にかかる財政的な特例がすべて終了したため、財政構造の大幅な見直しが必要となります。

また、市税収入の大幅な増加が見込めない中、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や物件費の増加が見込まれるなど、今後、さらに厳しい財政状況が予想されます。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤を確立していくためには、中長期的な視点に立った規律ある健全な財政運営を堅持する必要があり、最新の指標を反映させた「中期財政計画」を策定しました。本計画は、市財政の現状分析を行い、将来の財政収支の見通しを明らかにしています。

また、令和3年度に改訂した「第4次財政健全化計画」は、中期財政計画を実現するための行動指針となっており、2つの計画が両輪をなしているために合冊といたしました。

これらの計画を今後の財政運営の指針として活用するとともに、総合振興計画に掲げる将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向け、健全で規律ある財政運営に努めてまいります。

## I 中期財政計画

## 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画の内容

## (1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## (2)対象となる会計

普通会計のみを対象とします。

## (3) 推計方法

- ・ 平成28年度から令和2年度までの決算額及び令和3年度予算額(補正予算 計上額)を参考に、各年度の決算見込額を推計しています。
- ・ 税制、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続する前提で推計しています。
- ・ 計画に用いる人口は、地域政策課公表の「令和3年4月1日のデータをも とにした秩父市の人口推計」によります。

## <人口推計>

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
就学前年齢	♠ (0∼5歳)	2,465	2,330	2,212	2,116	2,044	1,967	1,896	1,852
義務教育•高	哥校·大学等(6~21歳)	8,681	8,472	8,263	8,053	7,839	7,635	7,423	7,170
	(うち小学生人口)	2,928	2,873	2,817	2,735	2,658	2,589	2,482	2,358
	(うち中学生人口)	1,667	1,621	1,588	1,543	1,493	1,426	1,396	1,384
	(うち高校生等人口	1,763	1,730	1,696	1,656	1,610	1,579	1,534	1,484
	(うち大学生等人口	2,323	2,248	2,162	2,119	2,078	2,041	2,011	1,944
実質生産年	F齢人口 (22~64歳)	30,888	30,298	29,649	29,065	28,464	27,850	27,232	26,721
	(うち22~59歳)	26,375	25,833	25,348	24,806	24,281	23,696	23,146	22,620
	(うち60~64歳)	4,513	4,465	4,301	4,259	4,183	4,154	4,086	4,101
前期高齢者	65~74歳)	9,553	9,651	9,919	9,838	9,516	9,248	8,948	8,655
後期高齢者	(75歳以上)	10,926	10,916	10,786	10,891	11,218	11,487	11,778	11,951
合計		62,513	61,667	60,829	59,963	59,081	58,187	57,277	56,349

#### • 経済成長率

令和4年1月に経済財政諮問会議に提出された政府の「中長期の経済財政に関する試算」では、「2021年度の我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の下にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。こうした中、実質2.6%程度、名目1.7%程度の経済成長が見込まれる。2022年度についてはウィズコロナの下で、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安心・安全を確保していくとともに、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等によ

り、実質 3.2%程度、名目 3.6%程度の経済成長が見込まれる。」としています。 内閣府が本年 2 月に発表した月例経済報告では、「景気は、持ち直しの動き が続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中 で、一部に弱さがみられる」としているが、新型コロナウイルス感染症など のリスクもあるため、現時点では経済成長率を 0%と仮定し、状況を見て今後 のローリング作業の際に見直します。

## (4) 計画の更新

決算状況や経済動向、税制改正を考慮して、毎年度ローリングを行うこととします。

## 第2章 市財政の現状

## 1 市財政の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や地方分権・広域行政の進展など、時代の変革への対応が求められています。

秩父市は、こうした行政課題に対応するため、平成17年4月に合併しました。合併に伴い、合併特例期間の令和2年度までは交付税の優遇措置や合併特例債の活用などのメリットを享受できました。

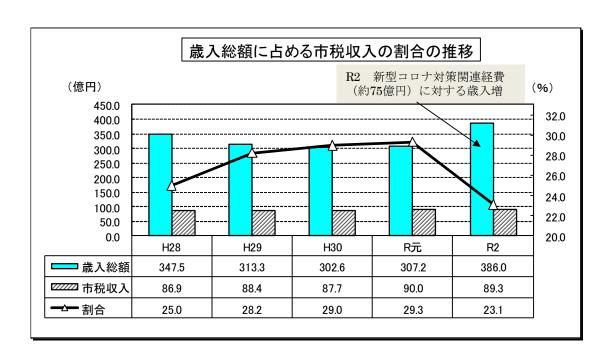
しかし、秩父市の財政は歳入に占める依存財源の比率が高く、財源確保において厳しい状況にあることに変わりありません。高齢化も全国平均を上回る状況で進行しており、医療・福祉の充実に対する住民ニーズは高まっています。また、森林をはじめとする環境保全、次代を担う人づくりのための教育環境の整備、公共施設の老朽化、再編等への対応など、今後の行政運営に必要な経費は多大であり、市財政に対する不安は増大しています。

#### 2 財政構造の特徴

秩父市の平成28年度から令和2年度までの歳入・歳出の財政分析を行いました。

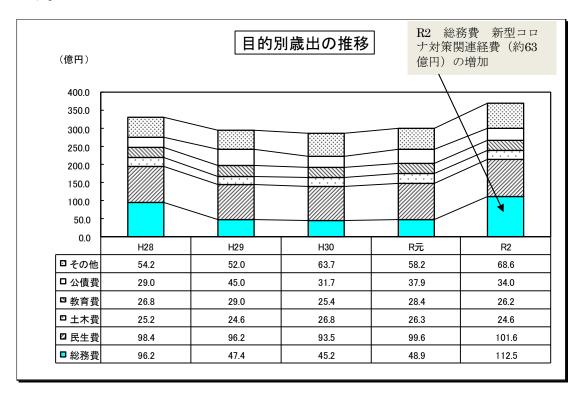
## (1) 歳入の状況

歳入の柱となるべき市税収入の歳入総額に占める割合は、29%台で推移していましたが、特に平成28年度に25.0%と急落しました。この要因は、平成27・28年度に実施した本庁舎・市民会館建設事業に伴う基金繰入金や市債の収入額が高くなり、相対的に市税収入の割合が低下したという一時的なもので、平成29年度以降は平成27年度以前と同じ水準に戻りました。また、令和2年度の急落は、新型コロナウイルス対策経費に係る、国庫補助金等の大幅な増額によるものです。



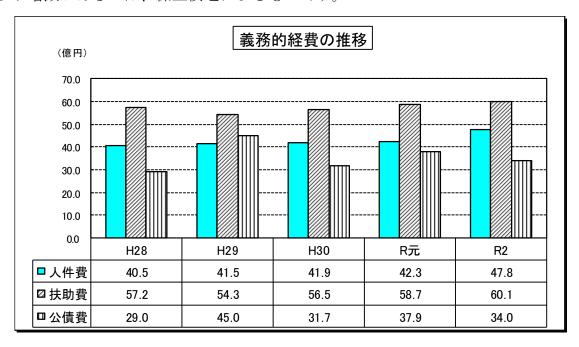
## (2) 歳出の状況

歳出の構成を行政目的別に見ると、民生費の構成割合が高く年々増加しています。また、平成28年度は、本庁舎・市民会館の建設により総務費の割合が増加しました。平成29年度に公債費の割合が高いのは、市債の繰上償還を行ったためです。令和2年度の総務費の増額は新型コロナウイルス対策経費の増加によるものです。



義務的経費は、歳出のうち容易に節減できない硬直性の強い経費のことです。 人件費は、定員適正化計画に基づく職員数の削減等により減少傾向にありました が、平成29年度以降は増加に転じています。

公債費は、市債総額を抑制するために繰上償還を積極的に行っており、年度により増減があるのは、繰上償還によるものです。



扶助費は、景気の低迷による影響もありますが、保育園の運営や医療費助成、障がい者・高齢者対策に要する経費、児童手当の支給等により、年々増加しています。

## (3) 市債及び基金の状況

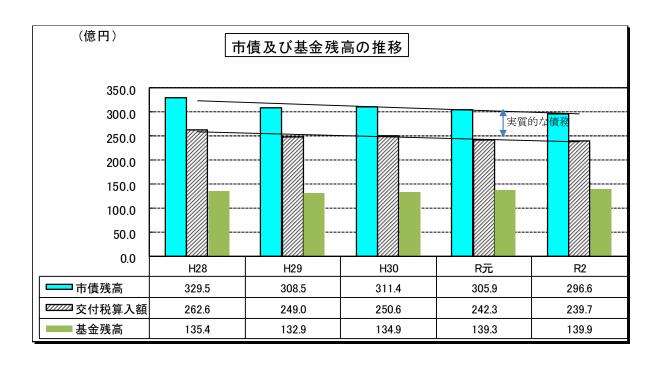
市債は、将来にわたり償還義務が発生しますが、長期間市民が利用する施設の 建設等について、現役世代の市民だけでなく、将来その施設を使用する市民を含 め、長期間にわたり経費を負担する「世代間の負担の公平」を図る機能がありま す。

市債残高は、地方交付税原資の不足による臨時財政対策債や合併特例債の発行により増加しましたが、ここ数年の繰上げ償還により減少傾向にあります。

基金は、その性質上、奨学資金のように貸付を目的とし、原資が減少しない定額 運用のものと、施設の建設や財源不足が生じたとき、その不足分を賄うために取 崩すためのものがあります。秩父市は令和2年度末現在17の基金を有していま す。

基金残高は、公共施設整備基金への積立てや、将来の市債償還の財源とするために減債基金への積立てを計画的に行ってきました。平成28年度に本庁舎・市民会館建設事業の財源として取崩したため、減少に転じましたが、その後、計画的に積立てを行っております。

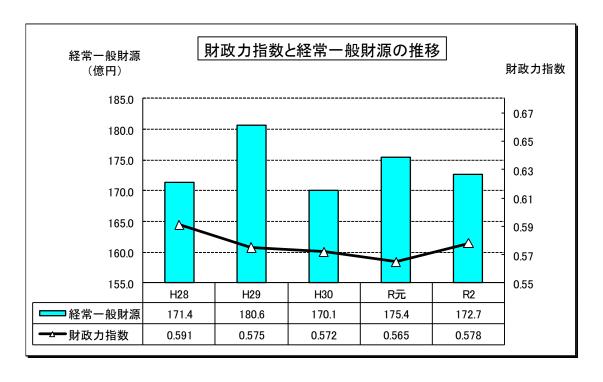
今後は、市債と基金のバランスを注視していく必要があり、基金を活用して市 債残高の抑制に取り組みます。



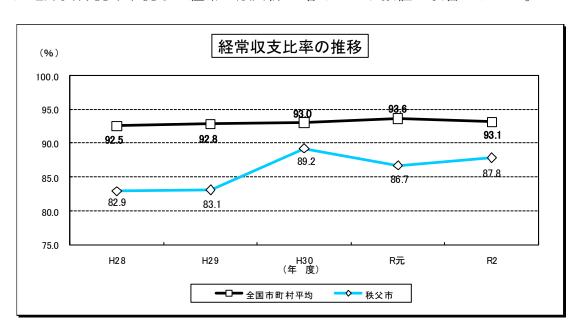
## (4) 各種財政指標の推移

毎年度連続して継続的に収入される財源のうち、その使途が限定されない経常一般財源は市税と地方交付税が大部分を占めます。平成29年度、令和元年度に増加した要因は、市債の繰上償還が地方交付税に算入されて地方交付税が増加したためです。

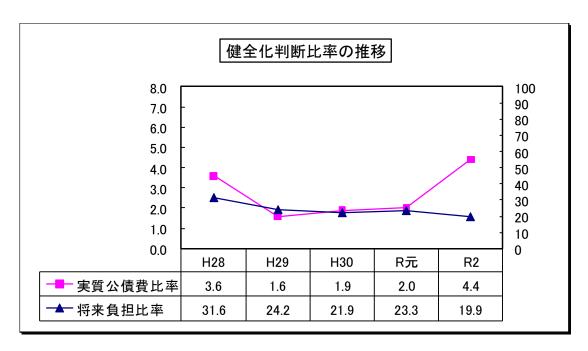
また、財政力指数は、0.013ポイント上昇しました。



経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増額や財政健全化計画による行財政改革に取り組んだ結果、これまでの数値はいずれも全国平均より低い状態にあります。平成30年度には89.2%と大幅に上昇しましたが、令和元年度以降は地方交付税や市税など経常一般財源の増加により数値が改善しました。



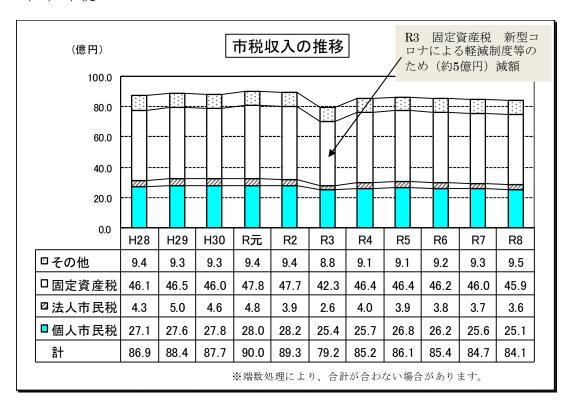
健全化判断比率ですが、4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がありませんでした。実質公債費比率は、令和2年度決算の数値が4.4% (3ヵ年平均)と令和元年度に比べて、2.4ポイント上昇しました。将来負担比率は19.9%となり3.4ポイント改善しました。いずれも、早期健全化基準、財政再生基準を大幅に下回っています。



## 第3章 中期財政計画(財政プラン)

## 1 歳入の見通し

## (1) 市税



市税は歳入の柱であり、歳入総額の約30%を占めています。

固定資産税は減少傾向にありましたが、ダム資産の軽減特例期間が終了した ため、令和元年度に一旦上昇し、その後は減少傾向となる見込みです。なお、 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減額を予想しております。

一方、個人市民税は景気により増減しますが、これまでは安定的に推移してきました。今後は人口減少、コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、市税全体でも微減傾向を見込みます。

## ① 個人市民税

過去の決算額を参考に、前年度の実質生産年齢人口(22歳~64歳)の増減率を乗じた値を加算していますが、人口の減少等により減少していく見込みです。

#### ② 法人市民税

過去の決算額を参考に、当年度の実質生産年齢人口の増減率を乗じた値を加算しています。経済成長率や個別企業の業績見通しは考慮しておらず、令和2年度決算額から微減傾向になるものと見込んでいます。

## ③ 固定資産税

過去の決算額を参考に算出しています。滝沢ダムについては、償却資産の特例率の変更により平成26年度に増額となり、令和元年度には特例期間の終了によ

り増額となりました。今後の減価償却等を見込み、償却資産は1%、国有資産は2%をそれぞれ一律で減額とし、評価替え等により土地・家屋も減額傾向になると見込まれます。

## ④ その他市税

その他の市税には、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税があり、いずれ も過去の決算額を参考に算出しています。軽自動車税は、低燃費等の理由で購入 者が増えていることや税制改正により、微増で推移するものと見込んでいます。 鉱産税、市たばこ税、入湯税は微減傾向を見込んでいます。

## (2) 地方譲与税・交付金

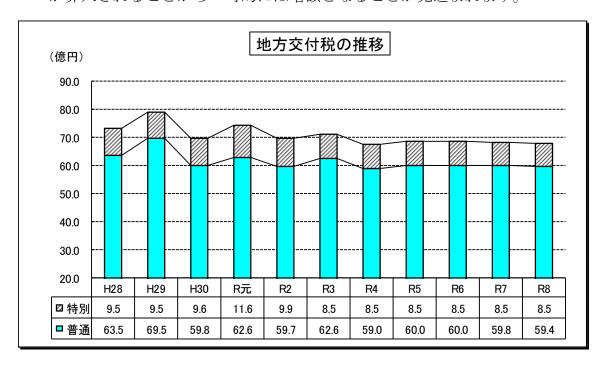
地方譲与税には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税があります。暫定税率等、国の政策に影響を受けますが、過去の決算額を参考に算出しました。森林環境譲与税が導入され、今後増加が見込まれるため、地方譲与税全体でも微増が見込まれます。

交付金は、地方消費税交付金・環境性能割交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方特例交付金、法人事業税交付金等があります。消費税率の引上げに伴い、地方消費税交付金が平成27年度と令和2年度に大幅な増額となりますが、その後、全体としては漸減傾向で推移するものと見込んでいます。

## (3) 地方交付税

地方交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約20%以上を占める重要な財源となっています。

平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度から減少傾向に転じました。令和 3 年度まで順次削減が続くことから減額が見込まれます。ただし、平成 28 年度以降は市債の繰上償還を行っており、これに対し普通交付税が算入されることから一時的には増額となることが見込まれます。



## ① 普通交付税

平成26年度以降は減少傾向となっています。なお、秩父市は平成17年に合併しているため、平成27年度まで合併算定替の特例を受け、平成28年度から令和2年度にかけて段階的に減額となり、令和3年度からは特例措置が完全になくなります。

しかし、平成28年度以降、市債の繰上償還を積極的に行っており、繰上償還を実施する年度には、償還額の一部が普通交付税に算入されるため、一時的に増加する見込みです。

## ② 特別交付税

令和元年度は台風 19 号被害のため特別交付税の増額がありました。また、 今後は、災害等がない限り 8.5 億円前後で推移するものと見込んでいます。

#### (4) 国県支出金

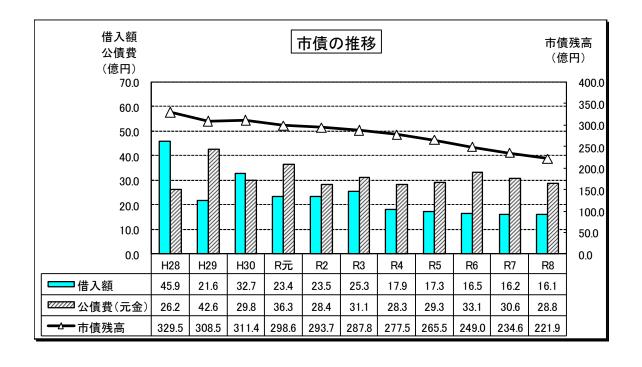
国庫支出金は、国の臨時的な経済対策や福祉給付に強く影響を受けるため、 年度ごとの変動が大きくなっています。この分を除いて過去の決算額を参考に 算出した結果、全体では横ばい傾向で推移するものと見込んでいます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、大幅に増加しております。

#### (5) 市債

## ① 市債

辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を中心に、借入を予定しています。普通建設事業の事業規模から算出していますが、必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して市債の借入額を減少させていく計画です。



## ② 臨時財政対策債

地方交付税原資の不足に対処するため、平成13年度から平成15年度の3ヵ年度に限り制度化された地方債ですが6度の延長を経て現在に至っています。今後も何らかの形で地方の財源不足を補てんするものと考えられ、過去の発行可能額を参考に算出し、微減傾向で推移するものと見込んでいます。

## ③ 市債残高

臨時財政対策債や合併特例債の発行により漸増傾向が続き、平成28年度の本庁舎・市民会館建設事業のため大幅に増加しましたが、平成29年度以降は、繰上償還により平成27年度以前と同じ水準にまで減少しています。平成30年度には、防災行政無線システム整備事業の財源とするため一時的に増加したものの、今後は減少傾向が続くと見込まれます。

#### (6) 繰入金

基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。大きな割合を占めるのは基金からの繰入金で、財政調整基金、公共施設整備基金などがあります。過去の繰入額を参考に算出しています。今後、市債の繰上償還を予定しており、減債基金等からの繰入を見込んでいます。

## (7) その他

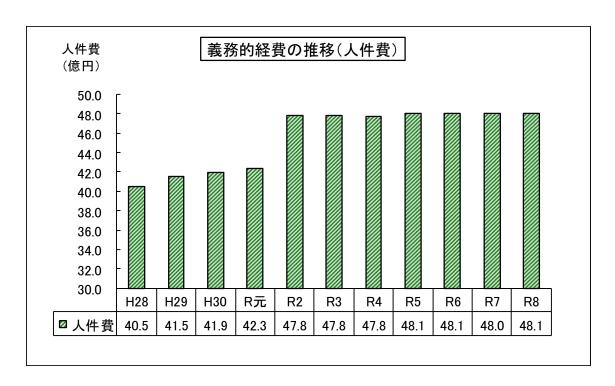
分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。寄附金については、ふるさと納税寄附金を見込んでいます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則から見直しを予定しています。その他はいずれも過去の決算額を参考に算出していますが、概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

## 2 歳出の見通し

#### く義務的経費>

#### (1) 人件費

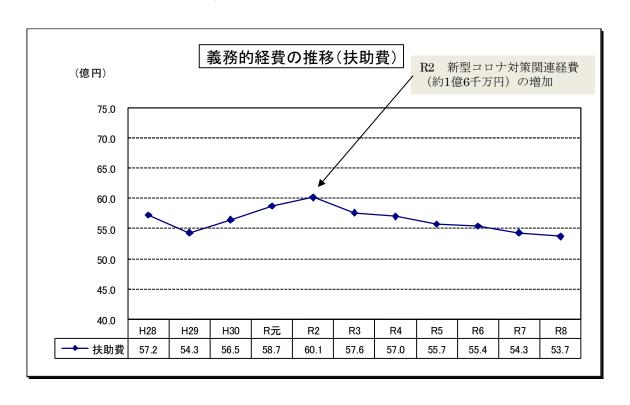
定員適正化計画に基づいて職員の削減により減少傾向にあった人件費は、定年後の再任用制度や令和2年度から導入された会計年度任用職員制度により、大幅な増加が見込まれます。これまで臨時職員賃金は物件費に分類されていましたが、会計年度任用職員は人件費に分類されることとなるため、急激な増加となります。今後は定年延長により職員削減が難しくなることが予想されます。



## (2) 扶助費

過去の決算額と人口の推移(高齢者人口、児童人口等)や社会保障制度の充実を参考に算出しています。

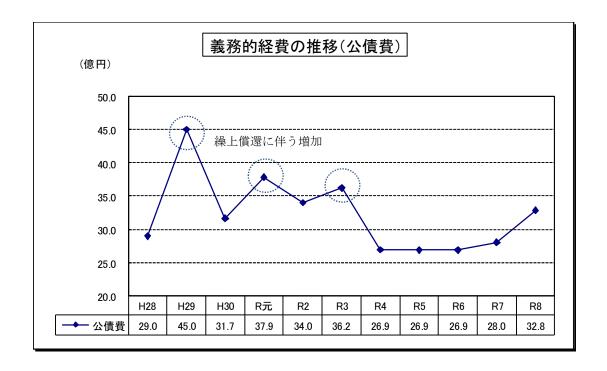
令和2年度に上昇しているのは、新型コロナウイルス感染症対策による影響です。また、近年は障害者自立支援給付が増加傾向にあり、扶助費全体で増加傾向となっていましたが、令和3年度以降は高齢者人口が横ばいになるため、概ね横ばいで推移すると見込んでいますが、福祉制度の変更によっては増加する可能性があります。



## (3) 公債費

既に発行した市債の今後の償還額を見込むとともに、新規に発行する市債については、令和2~6年度までに約105億円の市債を発行する前提で償還額を見込んでいます。本庁舎・市民会館等の建設に伴い、市債残高が増加したことから、市債残高を抑制するため、平成28年度から市債の繰上償還を行っており、令和6年度までの各年度で公債費が抑制できる見込みです。

なお、新規発行分の利子は、1.0%で推計しています。

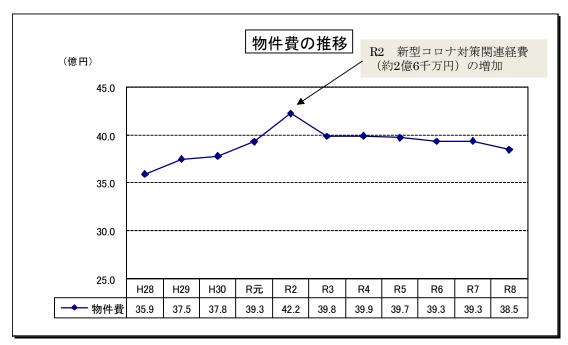


## <その他の経常的経費>

## (1) 物件費

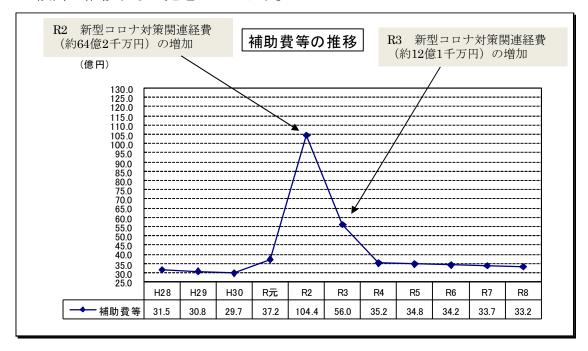
過去の決算額をもとに算出しています。

横ばい傾向が続いていましたが、消費税率の引上げや物価上昇により、令和元年度は増加し、さらに、令和2年度に急激に増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策経費の増加によるものです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいますが、ファシリティマネジメントの推進など経費の抑制が必要となっています。



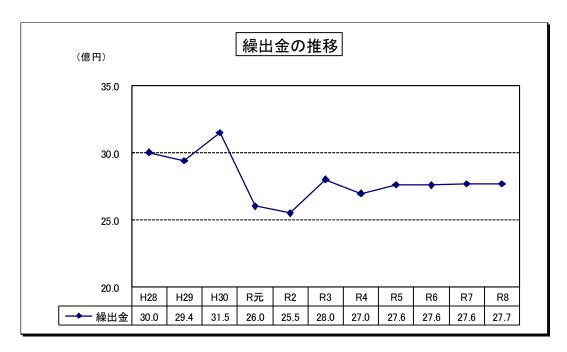
## (2) 補助費等

一部事務組合の負担金や各種団体への補助金等が含まれます。令和2年度、3年度の増加は、新型コロナウイルス感染症対策のためです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいます。



#### (3) 繰出金

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業 集落排水事業特別会計などに繰り出しています。平成30年度は国民健康保険 特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金が増加 しました。令和元年度から下水道事業が公営企業会計に移行し、分類が繰出金 から補助費等に移行するため、元年度以降の繰出金の総額は減少します。その 後は、全体としては概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。



## <投資的経費>

## (1) 普通建設事業費

合併特例債を活用した義務教育施設や、道路、橋りょうの整備などの普通建設事業費は高い数値で推移し、平成28年度には本庁舎・市民会館建設により急増しました。



今後は、道路・橋りょうの改良及び長寿命化、学校施設の改修など、総合振興計画や公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に実施していきますが、有利な合併特例債の活用は終了しておりますので、全体的事業費を抑制していきます。

## (2) 災害復旧費

令和元年10月に関東地方を通過した台風19号により、市内の道路などに被害が発生しました。今後数年間は災害復旧事業を行うことが見込まれるため、事業費が判明している範囲で見込みました。

## 3 取り組むべき課題

## (1) 自主財源の確保

秩父市の自主財源は、歳入全体の約45%程度しかありません。

平成27年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、平成28年度から減額が始まり令和2年度で終了し、令和3年度から特例措置がなくなりました。

自主財源の確保が重要な課題となっており、以下の取組を強化します。

- ① 市税収納率の向上
- ② 公共料金収納率対策
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ④ 未利用財産の売却
- ⑤ 行政財産の有効活用
- ⑥ ふるさと納税寄附金の募集、クラウドファンディングの活用
- ⑦ 定住・交流・関係人口を増加させ、税収や経済波及効果を高める取組

## (2)経常経費の削減

令和4年度~令和8年度を計画期間とする第4次秩父市財政健全化計画では、経常収支比率85%を目標に取り組みます。財政構造の変化に伴い全国市町村の平均値は93%となっており、大変厳しい状況となっていますが、本市においては健全財政が維持できるよう、今後も一層の経費削減に努力していきます。

#### ① 人件費

定員適正化計画に基づいて、今後も計画的に人件費の削減を行います。また、 会計年度任用職員の数についても適正化を図ります。

#### ② 物件費

ファシリティマネジメントによる公共施設の統廃合を含め、コストの削減を徹底します。

#### ③ 補助費等

補助金等健全化に関する要綱に基づいて、補助金・負担金等の適正な交付を行います。

## ④ 繰出金

特別会計、企業会計に対しても経営努力を促し、繰出金を抑制します。

#### ⑤ 公倩費

繰上償還の実施により、後年度の公債費負担を抑制します。必要な事業の財源 として発行する場合は、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、後年度の交付 税措置率が高いものを活用することで、実質的な市の負担を軽減していきます。

## (3) 予算編成手法の工夫と事務事業の見直し

一定率を一律カットする歳出削減策はこれまでに効果を生んできましたが、 限界も見えてきたことから、平成30年度予算の編成作業から、部局ごとに予 算枠を配分する「枠配分方式」を採用しました。歳入が減少しつつある局面で の予算編成において、最適な方法を検討・採用していきます。

併せて、必要な事業の見極めと優先順位付けを徹底して、行政改革に取り組みます。

## (4)業務改革の推進

限られた職員数で業務効率を上げるため、政府が進める「Society5.0」に示された ICT を活用した業務改革と生産性向上に取り組みます。また、これまでも進めてきた民間委託の推進については、引き続き業務の洗い出しを行います。

## (5) 市債の抑制と基金の活用

市債の発行は極力抑制するとともに、基金を活用した繰上償還など、通常の事業財源に影響を及ぼすことなく、市債残高の抑制に努めます。

## 4 目標の設定

令和8年度の財政指標の目標を設定します。

指標名	平成 29 年度 (実績値)	平成 30 年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (実績値)	令和8年度 (目標値)		
経常収支比率	83. 1%	89. 2%	86.7%	87.8%	85. 0%		
実質公債費比率	1.6%	1.9%	2.0%	4.4%	7. 0%以内		
将来負担比率	24. 2%	21.9%	23.3%	19.9%	60.0%以内		

これまで、経常収支比率は80%を維持することを目標としてきましたが、財政構造の変化に伴い、令和2年度実績値は87.8%となりました。今後も人件費や扶助費等の経常的な歳出の増加が見込まれることから、目標値を見直して85%に設定しました。85%という数値も埼玉県内ではトップクラスの数値であるため、達成することは容易ではありませんが、今後も全庁的な取組を継続します。

実質公債費比率は、現在、非常に良好な数値となっています。しかし、今後の財政見通しで、地方税収入は毎年減少し、普通交付税も合併特例期間終了となり減額が見込まれています。また、合併特例債の発行が終了した後の数値上昇が見込まれることから、前回目標値と同率の7%としました。

また、将来負担比率については、今後も、適正な基金残高の確保と市債残高の抑制を進め、60%以内を維持することを目標とし、将来に向かって健全財政の堅持に取り組みます。

## 5 中期財政計画(財政プラン)

本計画では、普通交付税の合併特例期間終了を見越した歳出削減を中心に考え、将来にわたって収支のバランスを保つ計画としています。

これまでの方法は、段階的な歳出削減に取り組み、削減した一般財源を減債基金に積み立てる計画を実行してきました。令和2年度末時点で、減債基金の残高が約31億円となり、積立てが順調に進んでいることから、今後は決算時に生じた剰余額を、財政調整基金と減債基金の2つの基金にバランスを見ながら積立てを行っていくこととします。また、歳出削減にも限界があることから、令和3年度以降の削減額は、毎年度1億円を目標とします。

将来、形式収支の赤字が見込まれています。そこで、歳出削減額と積み立てた 基金を活用して、この赤字が見込まれる年度において不足する財源を賄い、形式 収支の赤字を避ける計画とします。

**歳入** (単位:千円)

ADG 2 C							(-1-11)
	R2(決算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地方税	8,926,170	7,918,776	8,515,612	8,609,531	8,540,019	8,474,042	8,407,289
地方讓与税 交付金等	1,890,715	2,330,697	1,838,688	1,756,928	1,719,990	1,682,328	1,647,039
地方交付税	6,954,569	7,106,000	6,750,000	6,850,000	6,850,000	6,825,000	6,787,500
<u>負担金·使用料等</u>	547,529	645,821	616,480	626,437	624,542	620,498	620,980
国県支出金	12,806,056	7,476,935	5,133,484	5,061,527	4,914,145	4,830,954	4,885,210
繰入金・繰越金	3,802,004	3,621,561	2,577,226	1,838,201	1,807,888	1,662,127	1,555,008
市債	2,348,335	2,530,782	1,794,300	1,733,600	1,654,800	1,624,201	1,605,002
その他	1,329,447	1,079,914	817,404	823,651	806,990	816,015	815,552
歳入合計	38,604,825	32,710,486	28,043,194	27,299,874	26,918,374	26,535,164	26,323,579
歳出							
	R2(決算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人件費	4,781,001	4,779,142	4,777,178	4,806,732	4,805,632	4,804,165	4,805,510
物件費	4,222,944	3,983,620	3,989,608	3,972,146	3,932,254	3,934,508	3,847,034
扶助費	6,013,611	5,764,855	5,702,526	5,574,524	5,542,561	5,433,298	5,368,215
補助費等	10,442,369	5,599,495	3,523,475	3,477,127	3,419,788	3,370,423	3,322,758
公債費	3,401,844	3,623,162	2,692,147	2,687,146	2,688,365	2,802,887	3,284,037
繰出金	2,547,544	2,797,082	2,695,137	2,758,591	2,755,732	2,764,951	2,765,716
普通建設事業費	2,114,860	2,175,202	1,830,148	1,830,762	1,681,898	1,637,411	1,660,041
歳出合計	36,746,585	31,932,671	27,981,359	27,552,021	27,072,465	26,814,616	26,855,795
歳入合計一歳出合計(形式収支)	1,858,240	777,816	61,835	-252,147	-154,091	-279,452	-532,217
サガプニン. た実体I							

## 財政プランを実施し



歳出削減による対応(R2年度比)	0	0	100,000	100,000	100,000	100,000
基金の追加繰入による対応	0	0	160,000	60,000	180,000	440,000
プラン実施後の収支	777,816	61,835	7,853	5,909	548	7,783

プラン実施により形式収支のマイナスを回避できます!

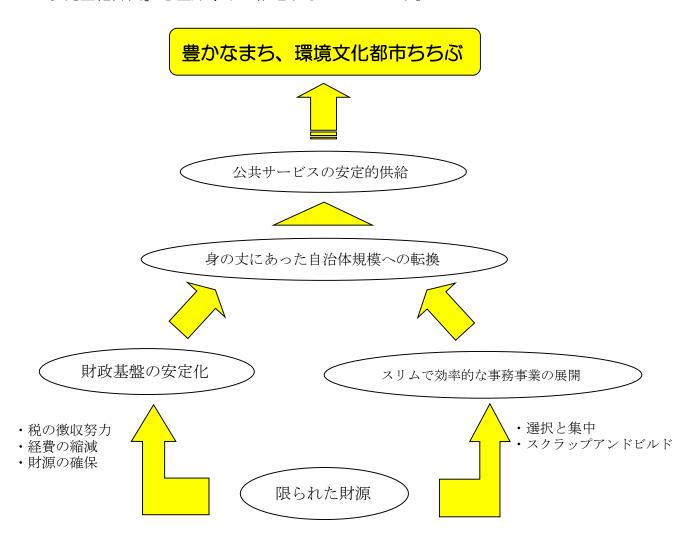
## Ⅱ 第4次 財政健全化計画 (令和3年度策定)

## 第1章 計画の基本的事項

## 1 基本的理念

本市では、合併により拡大した財政規模の適正化に向けて動き出さなければならない時期にきています。その中でも様々な施策の展開に対応するためには、限られた経営資源の有効活用により財政基盤を安定化し、スリムで効率的な事務事業を展開して、身の丈にあった自治体規模への転換を図ることが必要となっています。また、公共サービスを安定的に供給できるよう、持続可能で未来に責任を持てる自治体経営に取り組む必要があります。

そこで、医療、福祉、教育を充実させ、併せて地域の経済を活性化することで、 心と体と生活を豊かにし、恵まれた自然と誇り高い文化を守り育む都市を目指すこ とを基本理念とし、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の更なる発展のために「財 政健全化計画」を全庁挙げて推進することとします。



## 2 計画の内容

## (1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## (2) 目標

これまで以上に行財政改革に取り組み、経常的な歳出削減対策や財源確保対策を講じながら、財政全般にわたり見直します。

そこで、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、また、新たな事業展開への財源確保を図る中で、財政の弾力性を示す「経常収支比率」に着眼し、数値目標を85%に設定(令和2年度決算では87.8%)し、取り組むこととします。

## (3) 取組姿勢

本市では、平成17年の市町村合併に伴う各種の合併特例措置が全て終了し、今後は人口減少や高齢化がさらに進むことが懸念されるほか、コロナ禍による地域経済の落ち込みも重なり、財政状況はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。そこで、前例や慣例にとらわれず、市民目線に立ってゼロベースで事業を再構築し、知恵を絞って、行財政改革を始め様々な行政課題に取り組むものとします。

## 第2章 財政健全化計画

## 1 人件費

人件費は、経常的経費の中でも大きなウエイトを占めており、今後の厳しい 財政状況を見据え、引き続き職員数の縮減を図り、人件費の抑制に取り組む必要があります。

適正に職員数を削減していくためには、組織体制や事務事業のスリム化は必要不可欠であり、市民が求める行政サービスの質と量に配慮しながら、身の丈に合った行財政規模への転換を推進します。また、定年延長や再任用制度により、今後は正規職員の削減が鈍化するため、現在会計年度任用職員を任用している所属に、正規職員を配属し、会計年度任用職員を削減するなど、人件費全体で削減を図ります。

なお、やむを得ず会計年度任用職員を任用する場合は、正規職員の事務配分等を見直し、現有の人員で事務処理ができないかを厳正に検討し、会計年度任 用職員の任用は必要最小限とし、人件費の削減に取り組みます。

No	取組項目	取組の概要
1	退職補充の抑制 (職員数の削減)	定員適正化計画や組織・職制の見直しにより、職員数の削減を図り、人件費を抑制する。 目標値 △25人

2	時間外勤務手当の削減	フレックスタイムの活用や事務配分の見直し、課 内の協力体制の強化により、時間外勤務手当の削 減に努める。 目標値 △10%
3	会計年度任用職員の採用 抑制	会計年度任用職員を任用する場合は、正規職員の 事務配分の見直しにより対応できないか検討す る。また、現在、会計年度任用職員を任用してい る場合でも事務内容や事務量を検証し、真に会計 年度任用職員が必要かを精査する。

## 2 扶助費

歳出総額に占める扶助費の割合は高く、また、急速に進む少子高齢化社会への対策や障害者自立支援給付費、子育て支援費のウエイトが高まっています。

扶助費は生活保護法や児童福祉法、障害者総合支援法等に基づき被扶助者に 支給されているもので、簡単に経費削減ができる性質のものではありません。

しかし、簡単に削減、圧縮できない経費であるがゆえに本市の財政力に比べ 過重なサービスとなっていないか常に検討する必要があります。今後は住民ニ ーズや事業成果を客観的に分析し、各種事業の中に、見直し可能な単独事業な どがないか常に検討を行い、経費の増加率を抑制していきます。

No	取組項目	取組の概要
1	重複するサービスの事業 廃止の検討と見直し及び サービス内容の見直し	本市が実施するサービス事業のうち、他のサービス の利用でカバーできる事業の見直しを図る。 また、支給金額等のサービス内容の見直しを図る。
2	生活保護受給者の自立支 援の充実	自立を助長するための就労支援等、相談・指導体制 の一層の充実を図る。

## 3 公債費

公債費(市債の元利償還金)の増大が、財政構造を硬直化させる要因となり、経常収支比率を押し上げることとなります。本市においても、旧合併特例債を活用したインフラ整備、臨時財政対策債の累積により、公債費が増加傾向にあります。今後はファシリティマネジメントの観点から、インフラ施設等の長寿命化事業に重点を置き、地方債の発行は極力抑制しなければなりません。

また、令和3年度からは合併特例債が発行できなくなったため、償還に対し 交付税算入率の高い地方債を効果的に活用していくことで、実質的な市の負担 を軽減していきます。

こうした状況のもと、公債費抑制の方策としては、既に借り入れた債務を繰 上償還することや、据置期間や償還期間の見直し、基金活用による借入額抑制 等の検討を行います。

No	取組項目	取組の概要
1	償還期間の検討	10年ごとに借り換えを行う金利見直し方式により借入を行い、借入利率を抑制する。
2	繰上償還の実施	減債基金を活用して10年の利率見直し時期に合わせて繰上償還を実施する。
3	基金活用による地方債発 行の抑制	地方債総額を抑制するため、公共施設整備基金を繰り入れて普通建設事業の財源とし、地方債発行額の 抑制を図る。
4	地方債種類の検討	普通交付税算入率の高い地方債を活用し、後年度の 元利償還の際の自主財源充当額を抑制する。

## 4 物件費・維持補修費

物件費は、旅費、委託料、需用費、備品購入費など、維持補修費は、施設の修繕料などであり、特に各施設の管理経費の増加やアウトソーシングの増加は、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

合併により増大した公共施設について、稼働状況、地域性、施設の老朽化等の状況を勘案しながら統廃合や再配置を進めるファシリティマネジメントを推進し、物件費の削減に努めます。特に、個別施設計画で統廃合を決定した施設については、統廃合の手続きを遅滞なく進めます。

光熱水費などの経費は、職員個人レベルでの日常の努力が必要なことから、 「職場での行動計画」を定めて、今まで以上にコスト意識を徹底します。

また、民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、 スリムな行政運営を実現します。

No	取組項目	取組の概要
1	施設運営の見直し	ファシリティマネジメントにより、施設の統廃合を 積極的に進める。
2	印刷枚数の削減	資料コピーだけでなく、プリンタ出力による枚数を削減することにより用紙代及び使用料の削減を図る。具体的には、パソコン、タブレット端末上で完結できる内容の不必要な印刷の廃止や両面印刷の励行、庁内グループウェアの活用、裏面の再利用、レイアウトの工夫などによる。
3	事務用品費の削減	事務用品の単価契約を締結し、消耗品の購入単価を 下げるとともに、部局やそれに準じる複数の課所単 位で共同で調達することで、事務用品の重複を避 け、経費節減につなげる。 リサイクル製品の活用や定期購読誌を見直す。

4	光熱水費の削減	こまめに消灯、昼休や離席時にはパソコンの電源オフ、昼休み・就業後の消灯を徹底して光熱水費を削減する。 また、ちちぶ新電力の利用により、従来よりも低額で地産地消の電力利用につなげる。
5	公用車管理の見直し	公用車の稼働率の実績に基づいて台数を抑制し、各 所属管理車両から共用車両への移管を進めるとと もに、普通自動車から軽自動車への置き換えを行 い、燃料費、車検代を削減する。
6	電話料、郵送料の削減	Eメールやファイル交換サービスの活用による通信運搬費の削減。
7	委託契約の内容・方法の 見直し	人件費の抑制効果も考慮した上で、住宅管理、清掃、施設管理等、職員が直接担うべき業務を精査し、各業務の外部委託を検討する。また、同種の委託契約の一括契約、複数年契約により、スケールメリットを生かした単価削減を図る。

## 5 補助費等・繰出金・出資金

補助費等は、各種団体や一部事務組合への負担金や補助金などであり、繰出金は、一般会計から特別会計・企業会計へ国が定めた基準等に基づき支出されているものです。

補助費等については、市政の補完的、代行的な役割を果たしている団体などに支出されており、その事業が効率的、効果的に行われているかどうか交付対象事業を一定の公平性などの観点から見直す必要があります。

繰出金については、国の定める基準があるため、その金額を削減することは容易ではありませんが、特別会計・企業会計内において経営努力を行い、独立採算の原則に基づき、収入の確保とコストの削減を行っていくべきです。また、一部事務組合に対しても引き続き市と同様のコスト削減に努めるよう働きかけます。

公営企業への出資金についても、国が定めた基準等に基づき、長期的な視点に立ち適切に対処します。

No	取組項目	取組の概要
1	補助金等健全化に関する要綱の推進	財政健全化推進本部の推進部会を活用し、補助金 等健全化に関する要綱による効果の検証と要綱の 基準に合致していない補助金の見直しを図る。
2	特別会計・企業会計及び 一部事務組合に係る負担 金・繰出金の削減	対象となる会計の経営努力により、受益者負担の原 則に基づき、収入の確保や利用料金の見直しを含め た適正化を検討する。

会費、研修会参加費等経費の見直し

関与の見直しや必要性を再検討して経費の削減を 図る。

## 6 歳入確保(その他取り組むべき方策)

## (1) 市税の確保(歳入の徴収向上)

本市の令和2年度の市税の当該年度課税分の徴収率は、98.4%ですが、市税 全体の徴収率は、滞納分の納付が進まなかったことから95.8%となっています。 納税者の利便性を踏まえた収納方法を検討し、期限内納付を推進することに より収納率の向上を図ります。

## (2) 受益者負担原則の徹底

3

行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、市税収入などが基本ですが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者にサービスが限定される場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が受益者負担の原則です。

この原則に基づいて、「経営」の観点からコストを縮減するとともに、民間・他団体などと比較してバランスを欠いているものは歳入面においても見直しを行います。また、同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合についても見直しを行います。

## (3) 広告収入の検討

現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき歳入を増やす必要性が高まっていることから、広告収入推進のための研修等を行い、市ホームページや広報誌などの刊行物、封筒やパンフレット等の印刷物、公共施設への広告掲示やネーミングライツ(命名権)などを活用した広告収入事業の拡大を行います。

## (4) 未利用財産の売却・貸付の促進

土地の新規取得を抑制するとともに、市有資産の利用計画や利用状況を見直し、施設の統廃合、敷地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図ります。 また、将来事業化を予定しているが、当面は利用予定のない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

さらに、市の財産として有効活用できない土地は売却の方向で検討します。

#### (5) 行政財産の有効活用

地方自治法の改正により、行政財産の目的外使用で設置許可をしている自動販売機について、貸付による設置が可能になりました。

貸付時に設置事業者を公募することで、設置における機会均等や公平性が確保できるとともに、競争入札や見積り合わせ等の実施により、歳入の増加が期待できます。さらに、複数年契約が可能となり、事務手続きの効率化も図れますので、今後、契約更新時には、順次、貸付方式の導入を検討します。

#### (6) ふるさと納税寄附金の募集

新たな財源として「ふるさと納税」が注目されており、現在でも寄附者への 特典を用意して積極的に募集をしていますが、今後は企業版ふるさと納税制度 や、使途を明確にしたクラウドファンディングの活用も推進します。

## むすびに

中期財政計画及び財政健全化計画を策定するにあたり、本市の財政全体を考慮し、特別会計の健全性なども視野に入れながら、普通会計の収支バランスを確保することこそが最大の目的であります。

そのためには、行財政運営の一翼を担う職員一人ひとりが厳しい現実を直視し、行政としての責務を果たす必要があり、この取組を一層強化し、未来に向けた新しい市政を創造していかなければなりません。

さらには、市民とのパートナーシップの強化により、急速に進む少子高齢化の進行、 環境問題などの諸問題に優先的に対応できるよう、積極的かつ自主的な行財政運営の あり方を模索し、構築していくことも必要であると考えます。

本市の財政健全化に向けた取組は、市政進展のため欠かせないものであり、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立することが必要です。こうしたシステムの下で、重要政策課題としての雇用の確保や安心できる医療と福祉の実現、環境・観光のまちづくりなどの諸課題に各職員が的確に応え、備えることができるよう、この計画に示した様々な取組を実施していかなければなりません。また、2050年のカーボンニュートラルに向けてグリーン政策が求められる中で、環境政策と費用対効果のバランスを保ち、財源確保に留意しながら取り組むことが必要となります。

本市では既に各職員が重要課題に積極的に対応し、行政評価制度を活用した予算編成等の行財政改革に取り組んでおり、多くの部分で成果を挙げてきています。しかし、改革には多くの痛みが伴います。経費の節減を進めるとき、サービスの質の確保と住民負担の増加とのバランスを考慮しなければならず、特に市民等の「協働によるまちづくり」への参加意識や行政運営に対する士気の低下等を招くことのないよう細心の注意を払いながら、財政の健全化に努めなければなりません。

この計画に示された個々の取組は目標であり、容易に実行、達成できるものではありません。しかしながらその達成度は、最終目標である「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の達成度を左右することからも、この計画に示した目標以上の効果をあげることができるよう、アイデアを出し合い、全庁を挙げて歳入確保・歳出削減対策に取り組む必要があります。

今後、常に経費を含めた現行事業の見直しや検討を行いながら、市民ニーズに対応 した行政が実施できるよう、この計画を推進してまいります。

> 担当部署 財務部財政課 所 在 地 秩父市熊木町8番15号 電話番号 0494-22-2203 メールアト・レス zaisei@city.chichibu.lg.jp